

茨城県国土強靱化計画

令和8年3月改定

目 次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

- 1 計画の策定趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1

第2章 茨城県における国土強靱化の基本的な考え方

- 1 基本理念 4
- 2 本県における国土強靱化の基本目標 6
- 3 計画の対象とする災害 6
- 4 本県における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項 8

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 11
- 2 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」
の設定 11
- 3 施策分野の設定(個別施策分野・横断的分野) 13
- 4 脆弱性評価の実施 14
- 5 脆弱性評価の結果 14

第4章 茨城県における国土強靱化の推進方針

- 1 個別施策分野の推進方針 15
- 2 横断的分野の推進方針 26

茨城県国土強靱化計画に係る数値目標一覧 31

事前に備えるべき目標、リスクシナリオと施策分野の関係表 32

第5章 計画の推進と不断の見直し

- 1 計画の推進期間及び見直し 33
- 2 施策の推進と重点化 33
- 3 市町村における施策の推進 35

別紙1 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果 36

別紙2 施策分野別 脆弱性評価結果 53

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、災害発生後に事後対策を行う繰り返しを避け、平時から必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には、同法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、施策を推進するための枠組みが整備された。

一方、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害への備えや、インフラ設備の老朽化等へ対応していくためには、引き続き、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていくことが重要である。

本県においても、市町村や関係機関相互の連携の下、県の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進し、大規模災害に対する県民等の生活の安全が十分に確保されるとともに、商工業や農林水産業などをはじめとする地域経済への影響を最小化し、安心して暮らし続けられる社会を実現するために本計画を平成29年2月に策定し、令和4年3月には直近の大規模災害の対応を反映して一部改定を行いながら取組を進めてきた。

今般、茨城県総合計画の改定（令和8年3月）、基本計画の改定（令和5年7月）及び令和6年能登半島地震などの近年の大規模災害における課題等を踏まえて、大規模災害対策のより一層の充実・強化を図るため、改定を行うものである。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、本県の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものである。

(1) 国の基本計画との関係

本計画は、基本法第14条に基づき、国の基本計画との調和を保つものである。

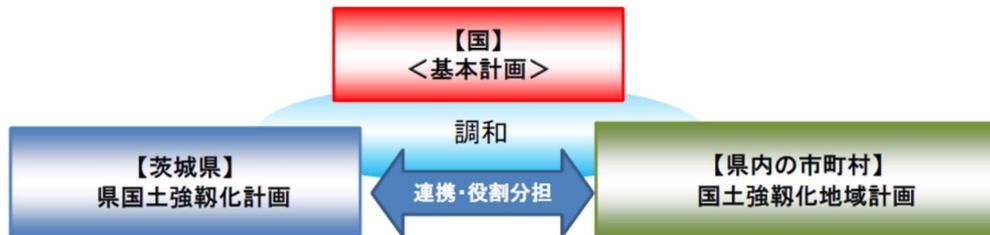


第1章 計画の策定趣旨、位置付け

(2) 市町村の地域計画との関係

県と市町村が連携して強靱化施策を進めることが有用であるため、本計画は、市町村が策定する強靱化地域計画と相互に調和を保つものとする。

具体的には、市町村計画における強靱化施策と、本計画における個別具体的施策との調整を行うことにより、地域の強靱化の更なる効果的な推進を図るものとする。



(3) 県地域防災計画との関係

本計画は、発災前（平時）の施策を対象とし、県地域防災計画が主に対象とする発災時の対処（応急対策）及び発災後の対処（復旧・復興対策）そのものは対象としない。ただし、応急対策、復旧・復興対策を効果的に行うための事前の備えは対象とする。

また、本計画は、国土強靱化関連部分（発災前の事前予防）について、県地域防災計画の上位計画となるため、必要に応じて、県地域防災計画を見直すものとする。

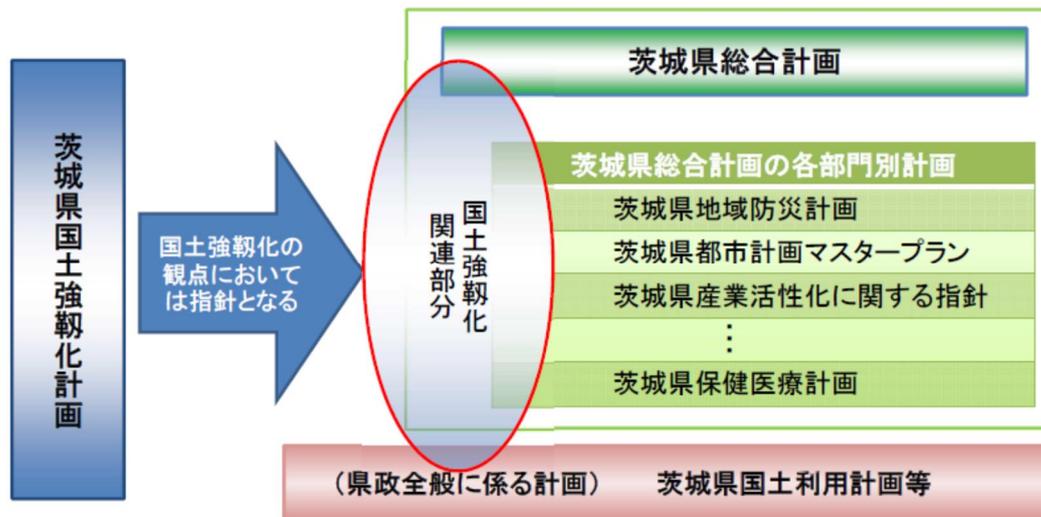


第1章 計画の策定趣旨、位置付け

(4) 県総合計画、他の分野別計画との関係

本計画は、県総合計画の内容を十分に踏まえたものである。

また、本計画は、県政全般に関する計画として、国土強靱化の関連部分において県総合計画や部門別計画等の指針となるものである。



(5) 県まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

「災害に強い地域」を平時から目指す強靱化と「平時の活性化」を目指す地方創生は地域の豊かさを維持・向上させる点で同じであるため、本計画と県まち・ひと・しごと創生総合戦略とは、連携して限りある資源の有効活用を図る。

第2章 茨城県における国土強靱化の基本的な考え方

1 基本理念

(1) 強くしなやかないばらきづくり

本県では、平成23年3月の東日本大震災により、甚大な被害を受けたほか、ここ数年において、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号や令和5年台風第13号など、気象の急変に伴う水害が発生している。

こうした災害から得られた教訓を踏まえ、県では、地域防災計画の見直しなど、様々な対策を進めてきたところであるが、今後は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要である。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく必要がある。

そこで、いかなる大規模自然災害が発生しても県民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えた、いばらきづくりを推進することで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続けられる社会を形成する。

(2) 首都直下地震等発生時のバックアップ機能の充実

本県の特性としては、首都圏に近接していること、首都圏の食糧生産拠点であること、科学技術が集積していること、広域交通ネットワークが概成されていることが強みとして挙げられる。

これらの点を踏まえて、国土強靱化に向けた本県の役割としては、ソフトとハードが一体となった防災・減災対策や老朽化が進むインフラへの対応などはもとより、交通ネットワークの更なる強化や食料・エネルギー自給率の向上など本県内地域の強靱化を図り、他の地域が被災した場合にも必要な支援が行えるよう、余裕を持った備えをしていく必要がある。

また、国全体の強靱化を図る上で、被災地以外の地域に対しては、国民の命を守る食料・エネルギー供給やリスク分散の受け皿、被災地への緊急支援などが求められることから、首都直下地震などにより首都圏が被災した場合のバックアップ機能や、南海トラフ地震などにより他の地域が被災した場合のサポート機能を備えることが重要である。

<参考>本県の特徴

○ 恵まれた地域特性

本県は、関東地方の北東部に位置し、政治・経済の中心地で大消費地でもある東京からおよそ35～160km圏と近接している。県北地域は、阿武隈・八溝山系の山々が連なるとともに、変化に富んだ海岸線など優れた自然景観を有しており、県央から県南西地域にかけての地域は、肥沃な平地が広がる豊かな穀倉地帯となっているほか、筑波山や全国第2位の面積を有する霞ヶ浦、

第2章 茨城県における国土強靱化の基本的な考え

ラムサール条約登録湿地である涸沼など、水と緑に恵まれた多彩な県土を形成している。

このような本県は、全国第4位の可住地面積を有し、気候も温和で自然災害が少なく、ゆとりある居住環境を備えており、都市的な生活と自然の豊かさを享受できる、暮らしやすい環境にある。

○ 多様な産業と科学技術の集積

本県の企業立地の状況は、令和6年の工場立地動向調査で工場立地件数及び県外企業立地件数が全国第1位となっており、過去10年間を見ても、立地面積が1,231ヘクタール、県外企業立地件数が375件と、いずれも他県を大きく引き離して全国第1位となっている。

また、東海地区には、平成20年12月に稼働を開始した大強度陽子加速器施設「J-PARC」をはじめ、原子力関係の研究機関が集積しているほか、つくば地区には、29の国等の研究・教育機関が立地するなど、最先端科学技術の集積が図られている。

特に平成23年12月に国際戦略総合特区に指定された、つくば市を中心とする区域においては、「サービスロボットの社会実装」、「革新的な医薬品・医療機器・医療技術、機能性食品等の開発」、「環境・エネルギー分野における課題解決と新事業創出」、「オープンイノベーションプラットフォームフォームの推進」の我が国の成長発展に貢献する4分野のプロジェクトが進められてきた。

さらに、日立地区には高度なものづくり産業が、また、鹿島地区には鉄鋼・石油化学などの素材産業が集積し、令和4年の製造品出荷額等は全国第7位となっている。

こうした科学技術や産業の集積を最大限に活用して、医療・ロボットやバイオ・ナノテクなど、今後成長が見込まれ経済的波及効果の大きい分野を中心に、国際競争力のある新技術・新製品の開発が進んでいる。

○ 国内外を結ぶ広域交通ネットワークの形成

県内の高速道路網については、常磐自動車道が県土を南北に縦貫し、北関東3県の主要都市と茨城港常陸那珂港区を結ぶ北関東自動車道が東西に横断しているほか、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が暫定2車線で県南・県西地域を横断している。さらには、鹿行地域を南北に縦断する東関東自動車道水戸線の未開通である潮来IC～鉾田IC間の整備や圏央道の県内区間を含む久喜白岡JCT～大栄JCT間の4車線化が進められている。

鉄道網については、県内を南北に縦断する常磐線が、東京駅、品川駅まで乗り入れ、利便性が高まっているほか、水戸駅を起点に、県西方面には水戸線、県北山間方面には水郡線、鹿行方面には鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が運行されている。県南・県西地域では、両地域を南北に結ぶ関東鉄道常総線が運行している。また、つくばと秋葉原を直結するつくばエクスプレス（TX）については、TXの経済効果を茨城県全域に波及させるほか、常磐線の代替輸送機能を高めるなどの観点から、つくばから土浦への延伸についても期待が高まっている。さらに、地下鉄8号線については、東京の都市機能のバックアップ等の観点から、茨城県内への延伸が期待されている。

港湾については、平成20年12月に県北三港統合により誕生した茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）、平成23年5月に国際バルク戦略港湾に選定された鹿島港の2つの重要港湾があり、首都圏のニューゲートウェイとしての役割を担っている。

平成22年3月に開港した茨城空港は、札幌、神戸、福岡、那覇への国内線の定期便のほか、

第2章 茨城県における国土強靱化の基本的な考え

上海・清州・ソウル（仁川）への国際線が就航しており、首都圏の航空需要の一翼を担っている。

今後、北関東自動車道をはじめとした4本の高速道路及び2つの重要港湾、空港など、陸・海・空の広域交通ネットワークを活用して、県内と国内外との結びつきが一層強まることにより、物流や観光、文化など様々な分野における交流が一層促進されるものと期待されている。

2 本県における国土強靱化の基本目標

国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における4つの基本目標を踏まえて、次の4つを基本目標に位置づけ、強くしなやかないばらきづくりを推進する。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

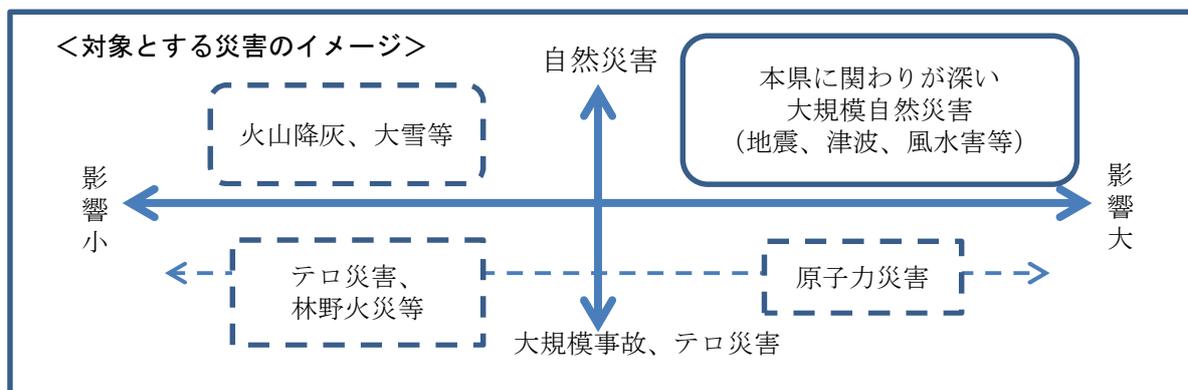
3 計画の対象とする災害

本県に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、本県に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）とする。ただし、比較的影響が少ないと想定される火山による降灰、大雪災害、林野火災等の自然災害は、県内の市町村、周辺都県との連携の中で考慮する。

なお、単独での発生だけでなく、地震後に津波が発生するなど同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する必要がある。

また、本県においては、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題であるが、国の基本計画の動向等を見ながら、今後の取扱いを検討するものとする。



第2章 茨城県における国土強靱化の基本的な考え

<参考> 本県における被害想定等

○ 茨城県南部地震被害想定概要（H30年茨城県調査）（M7.3）

死者数	建物全壊数	避難者数	交通施設被害	停電件数	断水人口
173人	約8.4万棟	約14.2万人	492箇所	約1,522件	約2,355人

○ 南海トラフ巨大地震の主な被害想定（R7年内閣府調査結果）

	死者数	建物全壊数	避難者数	交通施設被害	帰宅困難者
全国	約24.6万人	約966万棟	約643万人	約4.2万箇所	約400万人
本県	約10人	約10棟	約300人	約40箇所	—

※ 被害想定は、東海地方が大きく被災するケース（Mw9.0）の最大値を記載

※ 建物全壊数は、火災を含む。また、避難者数は1週間後を想定。

○ 首都直下地震の主な被害想定（中央防災会議「首都直下地震の被害想定と対策について」（H25））

	死者数	建物全壊数	避難者数	交通施設被害	帰宅困難者
全国	約1.3万人	約61万棟	約720万人	約2,100箇所	約650万人
本県	わずか	約1,300棟	—	—	—

※ 震源等想定：全国-東京湾北部（M7.3）、本県-プレート境界茨城県南部地震（M7.3）

※ 建物全壊数は、火災を含む。また、避難者数は2週間後を想定。

<参考> 本県の主な過去の災害

<東日本大震災>（令和7年9月1日現在）

- ・発生日：平成23年3月11日
- ・最大震度：6強（日立市ほか8市）※余震含む
- ・最大波：4.0m（大洗町）※気象庁の現地調査推定は6.9m（北茨城市）
- ・人的被害：死者66人（うち震災関連死42人）、行方不明者1人、負傷者714人
- ・住家被害：全壊2,637棟、半壊25,054棟、一部損壊190,538棟、床上浸水33棟、床下浸水610棟
- ・避難の状況：避難者77,285人、避難所594箇所（ピーク時）

<平成27年9月関東・東北豪雨災害>（令和元年12月9日現在）

- ・発生日：平成27年9月9日から9月11日まで
- ・規模：鬼怒川など52河川の221箇所における堤防の決壊や法崩れなどにより、18市4町で浸水等による被害が発生。
- ・人的被害：死者16人（うち災害関連死13人）、負傷者56人
- ・住家被害：全壊54棟、半壊5,542棟、床上浸水230棟、床下浸水3,880棟
- ・避難の状況：避難者10,390人、避難所299箇所（ピーク時）

第2章 茨城県における国土強靱化の基本的な考え

<令和元年東日本台風（台風第19号）災害>（令和2年4月1日現在）

- ・発生日：令和元年10月12日
- ・規模：県内最大瞬間風速32.5m/sを記録したほか、20市町で大雨特別警報が発表され、那珂川、久慈川をはじめとする33河川52箇所における堤防の決壊や越水・溢水が発生するなど、県内全域で風害・水害による被害が発生。
- ・人的被害：死者2人、行方不明者1人、負傷者20人
- ・住家被害：全壊146棟、半壊1,590棟、一部損壊1,721棟、床上浸水104棟、床下浸水443棟
- ・避難の状況：避難者21,832人、避難所526箇所（ピーク時）

<令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号>（令和6年4月1日現在）

- ・発生日：令和5年6月2日から6月3日まで
- ・人的被害：負傷者5人
- ・住家被害：全壊1棟、半壊332棟、一部損壊17棟、床上浸水25棟、床下浸水430棟
- ・避難の状況：避難者364人、避難所138箇所

<令和5年台風第13号>（令和6年4月1日現在）

- ・発生日：令和5年9月8日
- ・人的被害：死者3人、負傷者2人
- ・住家被害：全壊4棟、半壊582棟、一部損壊185棟、床上浸水38棟、床下浸水1,016棟

4 本県における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

本県の強靱化を図る上で、基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し、対策を進める。

（1）社会構造の変化への対応等に係る事項

- 「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと
人口や経済活動、社会機能などの東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、県内においても、それぞれの地域や市町村の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。
- 関係団体との連携体制の構築
本県の強靱化に向け、国、近隣都県、市町村、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。

第2章 茨城県における国土強靱化の基本的な考え

- インフラの老朽化への対応
高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく。
- 人のつながりやコミュニティ機能の向上
平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

① 多層的な取組

- 複合的・長期的な視点による施策の推進
施策の推進に当たっては、防災・減災等の視点に加え、経済成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点を持って取り組む。
- 平時からの有効活用
非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。
- ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組
想定される被害や地域の実状等に応じて、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。

② 各主体の連携

- 広域連携体制の構築
広域的な災害に対応するため、近接県間や全国規模での相互応援体制の整備を進め、災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努める。
- 民間投資の活用
民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。

③ 人づくり

- 防災人材の育成と確保
地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓などを基に、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材

や、次世代の地域防災の担い手となる人材の育成と確保を図る。

④ 重点化及び進捗管理

施策の重点化や進捗管理（P D C Aサイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本県の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。

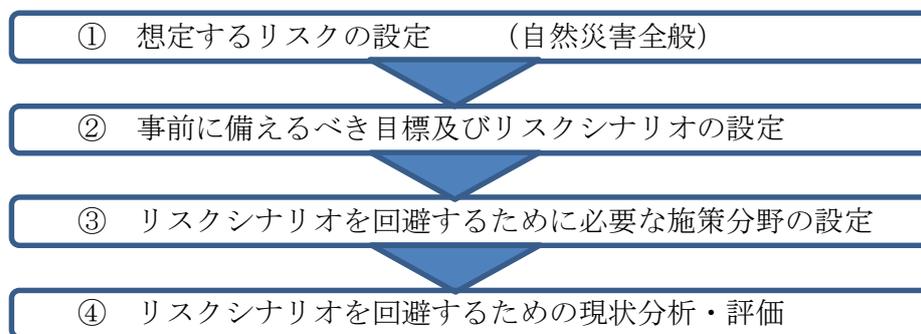
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

本県における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものである。

施策の現状分析・評価を行うことにより、本県における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスである。

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②「事前に備えるべき目標」及び「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定する。



2 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」の設定

国の基本計画においては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして35の「リスクシナリオ」を設定して評価を行ったが、本県においては、これを参考に、6つの事前に備えるべき目標と32のリスクシナリオを次のとおり設定した。

【参考】国のリスクシナリオから、本県では採用しなかった又は統合したリスクシナリオ

国のリスクシナリオ		本県のリスクシナリオ等	
1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生	—	想定することが難しいシナリオのため、当面、採用を見送る。
1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	—	想定することが難しいシナリオのため、当面、採用を見送る。
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全	—	該当する県施策がないため、当面、採用を見送る。
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	5-5	鉄道や高速道路等の基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響 ※本県の特徴のひとつである広域交通ネットワークの形成を勘案し、本県独自の5-5として修正

※ 上記以外の国のリスクシナリオについては、本県においても概ね同様に設定

第3章 脆弱性評価

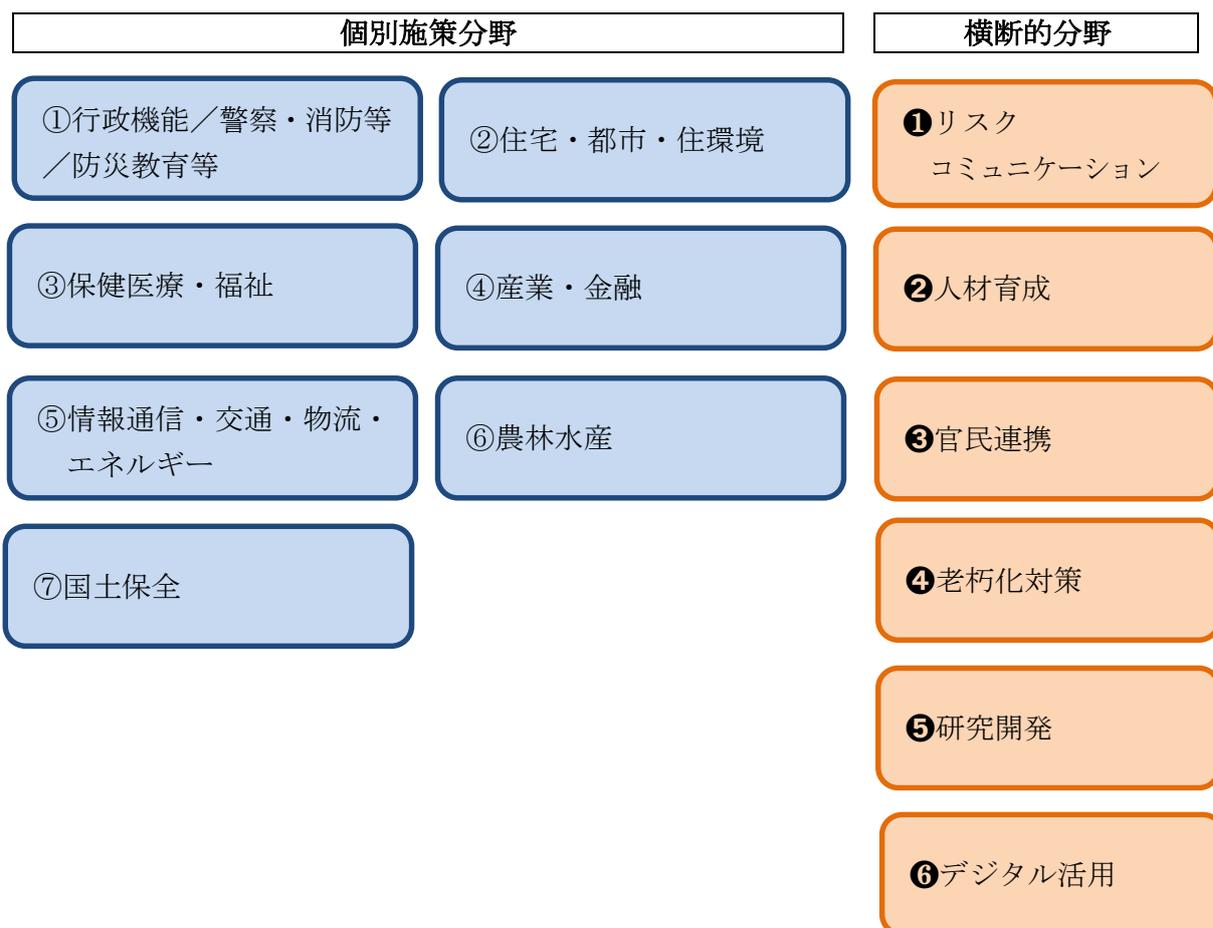
事前に備えるべき目標		32 のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による県内企業の生産力・経営執行力低下による社会活動の維持への甚大な影響
		4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止による物流・人流への甚大な影響
		4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響
		4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	鉄道や高速道路等の基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

第3章 脆弱性評価

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

3 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

国の基本計画においては、12の個別施策分野と6つの横断的分野を設定して評価を行ったが、本県においては、これを参考に、7の個別施策分野と6つの横断的分野を設定した。



第3章 脆弱性評価

【参考】国の個別施策分野から、本県では採用しなかった又は統合した個別施策分野

国の個別施策分野	本県の個別施策分野	統合等の理由
②住宅・都市	②住宅・都市・住環境	県施策において、環境、土地利用分野と関連が深いため統合
④エネルギー	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	県施策において、情報通信、交通・物流分野と関連が深いため統合
⑤金融	④産業・金融	県施策において、産業分野との関連が深いため統合
⑥情報通信	⑤情報通信・交通・物流	県施策において、交通・物流分野と関連が深いため統合
⑦産業構造	(④へ統合)	県施策において、金融分野との関連が深いため統合
⑧交通・物流	(⑤へ統合)	県施策において、情報通信分野と関連が深いため統合
⑪環境	(②へ統合)	県施策において、住宅・都市分野との関連が深いため統合
⑫土地利用（国土利用）	(②へ統合)	

※ 国の個別施策分野のうち、①行政機能／警察・消防等／防災教育等、③保健医療・福祉、⑨農林水産、⑩国土保全は、本県においても同様に設定

4 脆弱性評価の実施

32 のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取組で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。併せて、施策分野ごとの取組状況が明確になるよう、施策分野ごとに整理した。

5 脆弱性評価の結果

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、既に実施されているものもあるが、進捗状況等の観点から、未だ不十分な状況にある。

本計画に掲げる基本目標を達成し、強靱な地域づくりの実現のために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進する必要がある。

(2) 関係機関等との連携

強靱化に資する取組において、個々の施策の実施主体は、県だけでなく、国機関や市町村、民間事業者・団体など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要がある。

(3) リスクシナリオごと及び施策分野ごとの脆弱性評価の結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおり。
また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおり。

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

1 個別施策分野の推進方針

※【 】内は県担当部局。総務部【総務】、政策企画部【企画】、県民生活環境部【県民】、防災・危機管理部【防災】、保健医療部【医療】、福祉部【福祉】、営業戦略部【営業】、産業戦略部【産業】、農林水産部【農林】、土木部【土木】、会計事務局【会計】、企業局【企業】、教育庁【教育】、警察本部【警察】

① 行政機能／警察・消防等／防災教育等

<行政機能>

(公共施設等の長寿命化対策) リスクシナリオ：1-1、3-2

- 公共施設等について、県民に対する安心・安全な行政サービス（施設の利用等）を将来にわたり持続していくために、茨城県公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施する。
【総務】

(電子申請の活用推進等) リスクシナリオ：4-4

- 県は、災害発生時の交通遮断等に伴う郵便業務の機能停止時においても、県への申請・届出等が円滑に実施できるよう、電子申請をはじめとした県庁業務のデジタル化を進めるとともに、県民に対し活用を推進する。【総務】

(災害復旧を担う人材の育成・確保) リスクシナリオ：3-2、6-2

- 大災害発生時には、道路・橋梁をはじめとする土木施設の点検・被害確認等に加え、速やかに被害査定・設計業務を行う必要があるが、業務に精通した人材が不足するため、茨城県土木部災害時等協力員（ボランティア）制度の活用や、関係団体との連携体制を強化することなどにより、必要な人員確保を図る。【土木】
- 迅速な災害復旧のためには、地元建設業が必要不可欠であることから、地元建設業が将来にわたって持続可能な産業として発展していくため、建設産業における若年労働者確保と技術者育成を推進する。【土木】
- 大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、国の派遣制度により、大規模災害時における技術職員の中長期派遣要員を確保する。【総務】

(業務継続体制の整備) リスクシナリオ：2-1、3-2、5-1

- 県は、災害発生時の業務継続に係る勉強会の実施や定期人事異動の際の引継ぎの徹底等により、県業務継続計画（BCP）の実効性を確保するとともに、適宜、計画の見直しを実施するなど、発災時に迅速かつ的確に対応できる業務継続体制の整備を行う。【防災】

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

- 庁舎等が被災した際もデータ復旧等を容易に行えるようにするため、クラウドコンピューティング技術の利用を推進する。【企画】

（災害時における外国人の安全確保）リスクシナリオ：5-1

- 避難所や在宅の外国人に、災害時に必要な生活情報を提供するため「災害多言語支援センター」を設置し、災害時語学サポーター等の協力を得て、多言語及びやさしい日本語による情報発信を行う。【県民】

（地域防災力の強化）リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-3、2-6、3-1、3-2

- 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる。【防災】

（緊急給油対策）リスクシナリオ：2-2、2-4、3-2、5-2、5-3

- 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、県民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める。【防災】

（災害対策本部機能の強化）リスクシナリオ：1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、3-2、5-1、5-2

- 県災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。【防災】

（避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及）

リスクシナリオ：1-3、1-4、1-5、2-3、2-6、2-7

- 災害発生時に、市町村が速やかに住民へ避難指示が出せるよう、避難指示等の発令基準の整備等を支援する。【防災】
- 洪水や津波は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る。【防災】

（物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備）

リスクシナリオ：2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-7、3-1、3-2、6-3、6-4

- 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、県・市町村により備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する。【防災】

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

(防災拠点機能の確保) リスクシナリオ：1-1、1-2、2-1、2-2、3-2

- 防災拠点となる公共施設について、引き続き、耐震化を着実に進める。【防災】

(避難所生活の改善) リスクシナリオ：2-3、2-7

- 市町村による円滑な避難所運営を支援するため、避難所を運営する際の手順、留意事項などを記載した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」を作成し、市町村へ周知する。【防災】
- 体育館をはじめとした学校施設は避難所となることも多くあることから、児童生徒の学校生活環境の改善と合わせ避難所生活の改善につながるよう、トイレの洋式化や空調設置を推進する。【教育】【防災】

(迅速な住家被害調査の実施等) リスクシナリオ：6-1、6-2、6-4

- 住家被害認定調査から罹災証明書交付までの膨大な量の業務を迅速かつ円滑に処理するためには、単独市町村での対応は困難であることから、罹災証明書交付業務や被災者台帳に基づく被災者支援業務等に関して、市町村が相互に応援・受援し合えるよう、「被災者生活再建支援システム」を整備・運用する。【防災】

(帰宅困難者対策) リスクシナリオ：2-5

- 大量の帰宅困難者の発生に伴う混乱により、救助・消火活動等の迅速・円滑な応急活動が妨げられないことがないよう、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を、県民に周知・啓発する。また、企業等に対しては、帰宅抑制のための備蓄物資の確保や従業員が安全に待機できる環境整備等について、市町村と連携して啓発する。【防災】
- 大量の帰宅困難者の発生に備え、備蓄物資の確保や一時滞在場所の選定について市町村に呼びかけていく。【防災】

(復興状況の積極的PR) リスクシナリオ：6-6

- 復興後においては、速やかに復興状況の正確かつ旅行者が安心できる情報の発信に取り組むとともに、国内外メディアやインターネット上の不正確・不適切情報のモニタリングや外国人旅行者の再来訪マインドの醸成に努める。【営業】

(広域連携体制の整備) リスクシナリオ：1-4

- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害で明らかになった諸課題に対応するために設置された「茨城県減災対策協議会」の取組方針に基づき、国・県・市町村が連携し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。【土木】

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

(水防団員の水防技術の取得・向上) リスクシナリオ : 5-1

- 洪水時に水防活動を円滑に実施するため、水防訓練や研修等を通して、水防団員の水防技術の取得・向上を図り、水防体制を強化する。【土木】

(水防情報の収集、伝達) リスクシナリオ : 5-1

- 雨量や河川水位等の観測を行う水防情報テレメータシステムについて、増設や更新等の適切な維持管理に努めるとともに、情報伝達方法の効率化を図る。【土木】

(関係機関連携等に向けた訓練) リスクシナリオ : 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-3、4-3、5-5

- 大規模災害に備え、公共土木施設等への応急復旧対策や、関係団体との協力体制の強化に繋げるための訓練を計画的に実施する。【土木】

(水道事業における協力体制) リスクシナリオ : 1-2、2-2、2-3、2-4、4-6、5-4

- 災害時において、県水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する。【企業】

(文化財の防災対策) リスクシナリオ : 6-5

- 文化財の被害に備え、平時における総合的な把握や被災時における救援活動を円滑に行うための訓練や広報活動を推進するとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を支援する。【教育】
- 博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるとともに、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく。【教育】

<警察・消防等>

(防火対策) リスクシナリオ : 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-6

- 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る。【防災】
- 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める。【防災】

(広域連携体制の整備) リスクシナリオ : 1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、3-2、5-1、5-2

- 救助・救急活動等の不足を避けるため、全国知事会の相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊や海保、緊急災害対策派遣隊

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

(TEC-FORCE) など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む。【防災】

(石油コンビナート事業者等の災害対応力の強化) リスクシナリオ：4-2

- 茨城県石油コンビナート等防災計画を事業所や関係機関に周知し、事業所における防災設備の設置、施設の耐震性向上及び浸水防止対策等の災害予防対策の実施を促すほか、コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練や事業所への立入検査を推進する。【防災】

(警察・消防等の災害対応力強化) リスクシナリオ：1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、3-2、4-1、5-1、5-2

- 警察、消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【防災、警察】

(警察の災害対応力の強化) リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、3-1、4-2

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設の計画的な整備を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、各種訓練、装備資器材の充実強化を図る。【警察】
- 大規模災害発生時には、警察OBによる「災害時警察活動協力員」を活用し、避難所や地域の安全確保のための防犯指導を行う。【警察】
- 大規模災害時においては、救出救助、検視、交通規制、捜索、パトロール、初動捜査、交通規制、身元確認等に従事する警察災害派遣隊を迅速に派遣要請できるよう、平時から訓練実施や派遣手続きの確認を行う。【警察】

(交通事故等の回避対策) リスクシナリオ：3-1、4-3、5-5

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備を図るとともに、優先順位を設定した更新を推進する。【警察】
- 信号機、交通管制システム、道路標識等の交通安全施設の計画的な更新を行い、老朽化による機能喪失を防止するとともに、災害時の機能維持、交通情報収集・提供の確保を図る。【警察】

<防災教育等>

(学校における防災教育) リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5

- 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【教育】
- 実践的な避難訓練や避難所設営体験等の実施、教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る。【教育】

② 住宅・都市・住環境

(災害時の飲料水の確保等) リスクシナリオ：1-2、2-4、4-6、5-4

- 水道は、災害時でも安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、長期間にわたる供給停止を防ぐために、市町村等水道事業体の水道施設の耐震化及び老朽化対策、水道事業の広域連携に係る取組、県が所有する水道施設の耐震化・浸水対策・停電対策等を着実に促進する。【企画】【企業】

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

- 水資源の安定的な確保や渇水被害の軽減を図るため、国等に対し霞ヶ浦導水など水資源開発事業の早期完成を要望するほか、異常渇水時に備え、県の渇水対策連絡協議会の開催等を通して、関係機関との連携強化を図る。【企画】
- 地下水は、災害時において生活用水等への活用も期待されることから、平時から無秩序な地下水の採取を抑制して保全することや、その重要性について住民へ啓発することで、適切で安定した利用を図る。【企画】

（災害廃棄物対策）リスクシナリオ：6-3

- 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に資するため、市町村における災害廃棄物処理計画の見直しを促進するとともに、研修や訓練の機会を設ける等により、関係者間の連携強化や計画の実行性の確保を図る。【県民】

（都市公園の整備等）リスクシナリオ：1-1、1-2、2-5

- 災害時の広域避難地となる県営都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿命化対策等を実施する。【土木】

（公営住宅の老朽化対策）リスクシナリオ：1-1

- 公営住宅の老朽化対策として、既存ストックの有効活用を図りながら、計画的に長寿命化工事を実施する。【土木】

（下水道施設の耐震化等）リスクシナリオ：1-4、5-4

- 災害時の機能停止を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、下水道施設の総合的・効率的な老朽化対策を実施する。特に埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路の対策を重点的に実施する。【土木】
- 下水道施設が大規模な地震等により被災した場合、住民生活や社会活動に重大な影響を及ぼすことから、対策が必要な下水道管路について、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設（下水道）の耐震化を実施する。【土木】

（住宅、建築物等の耐震化等）リスクシナリオ：1-1、1-2、5-5

- 地震発生による人命への重大な被害や生活への影響を軽減するため、住宅、建築物等の所有者に対する普及啓発を強化するとともに支援を拡充し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。【土木】
- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることを踏まえ、建物の耐震化や非構造部材の耐震対策を促進する。【教育】

（災害に強いまちづくりの推進）リスクシナリオ：1-3、1-4、1-5

- 災害リスクの高い地域から低い地域へ居住や都市機能の誘導等を図り、災害に強いコンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを推進するため、市町村における防災指針を盛り込んだ立地適正化計画の策定を支援する。【土木】

（市街地整備等）リスクシナリオ：1-1、1-2、1-5

- 土地区画整理事業や市街地再開発事業など、安全な市街地の整備に向けて施行者（市町村等）が取り組むまちづくりを支援する。【土木】

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

- 大地震時における滑動崩落等による宅地の被害を軽減するため、市町村が主体となって大規模盛土造成地の所在箇所を示すマップの公表により地域住民の防災意識の向上を図るとともに、今後の宅地耐震化に向けた安全性の把握のための調査・対策等の取組を促進する。【土木】
- 空き家は、地震が発生した際、その倒壊等によって避難・救助活動の妨げや被害の拡大につながるおそれがあるため、空家等対策の実施主体である市町村が、空家等対策計画や協議会の設置等、空家等対策を総合的かつ計画的に実施できるよう、関係団体と連携して、情報提供や支援を推進する。【土木】

③ 保健医療・福祉

(DMAT等の機能強化・確保) リスクシナリオ：1-1、1-2、2-1、2-2、3-2

- 被災者の医療救護において重要な役割を果たす「DMAT」等の医療チームについて、日頃から各種団体と連携し、各チーム数の増加や災害時に速やかに立ち上がる派遣・受入体制の整備を図るとともに、各チームの技能向上を図る。【医療】
- 災害時に保健医療行政の指揮調整機能等を担う「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」の隊員養成研修・訓練を推進する。【医療】

(災害拠点病院等の機能強化) リスクシナリオ：1-1、1-2、2-1、2-2

- 指定された災害拠点病院及び災害拠点精神科病院について、計画的に実地調査を実施し、指定要件の維持を確認するとともに、設備等の整備促進を図る。【医療】【福祉】

(医療機関の防火対策) リスクシナリオ：1-2、2-2

- 医療機関における防災に対する意識啓発を進め、病床を有する医療施設にはスプリンクラーの整備を図るなど、災害時における適切な医療提供体制を維持する。【医療】

(社会福祉施設等の耐震化) リスクシナリオ：1-1、1-2、2-1、2-2

- 社会福祉施設等のうち、耐震化が未了の施設は、大規模地震等により、避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する。【福祉】

(病院における業務継続体制確保の促進) リスクシナリオ：2-2

- 大規模な災害や、感染症流行時における病院の診療機能の維持や回復を図るとともに、発災によって生じた医療ニーズに対応することができるよう、県内の病院における耐震化など、業務継続計画(BCP)に基づく体制確保を促進する。【医療】

(感染症予防対策) リスクシナリオ：2-7

- 避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から市町村と連携し、予防接種を促進するとともに、避難所における感染症予防体制や衛生環境の整備を推進する。【医療】

(医薬品等の供給体制整備) リスクシナリオ：2-2

- 関係機関との連携により、緊急時における医薬品等の供給体制の確保や、薬剤師派遣のための連絡体制を整備する。【医療】

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

(DWA Tの確保・育成) リスクシナリオ：2-3

- 災害による二次被害（災害関連死等）を防止するため、避難所等における環境調査・整備や福祉支援対象者のスクリーニングや福祉避難所への誘導、相談支援等を行う災害福祉支援チーム（DWA T）について、チーム員登録研修やスキルアップ研修等によるチーム員の確保や対応力強化を図る。【福祉】

(避難行動要支援者対策) リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、5-1

- 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市町村の取組を促進する。【福祉】【防災】

(災害ボランティア人材の育成・確保) リスクシナリオ：6-1、6-2

- 被災者支援の災害復旧を下支えする災害ボランティアについては、地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、ボランティア人材の事前登録やボランティアセンターの中核を担う社会福祉協議会の体制強化を図る。【福祉】
- 災害時には、一般ボランティアだけでなく、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施しており、発災直後から被災者支援の担い手としてその能力を発揮できるよう、コーディネーター役となる県域の災害中間支援組織との連携を強化していく。【福祉】【防災】

④ 産業・金融

(有害物質対策等) リスクシナリオ：4-2

- 有害物質等の大規模拡散・流出等を防止するため、工場や事業場に対する立入検査等を行うとともに、関係機関と連携体制を強化する。【県民】
- 平素から毒物劇物製造業者等に対する監視指導等を実施し、災害時の事故や保健衛生上の危害発生の未然防止対策を徹底する。【医療】

(事業者への融資制度の整備) リスクシナリオ：4-1、6-4、6-6

- 発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から県制度融資中に災害対策融資（緊急対策枠）を設定する。【産業】

(事業者の業務継続体制の整備) リスクシナリオ：4-1

- 中小企業における事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、商工会等による中小企業向けBCP策定セミナーや個別相談会等の取組を支援するとともに、BCPの策定方法や事例集の紹介により、県内事業者に対する普及啓発を図っていく。【産業】

(労働相談窓口の継続) リスクシナリオ：6-6

- 業務継続マニュアルに基づき、発災後もいばらき就職支援センターにおいて、被災者向け労働相談・就職相談の実施について継続していく。【産業】

(災害発生時の公金支払の円滑化等) リスクシナリオ：4-4

- 県は、災害時においても、県民生活に大きな影響を及ぼす生活保護費等や、職員の給与

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

費など、優先的すべき公金の支払いが円滑にできるよう、平時から金融機関との情報共有を図る。【会計】

⑤ 情報通信・交通・物流

<情報通信>

(災害情報の収集、伝達体制の確保) リスクシナリオ：1-3、1-4、1-5、5-1

- 防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させる。【防災】

<交通・物流>

(鉄道の強靱化) リスクシナリオ：4-3、5-5

- 災害発生時においても安全な鉄道輸送を確保するため、地域鉄道事業者が実施する安全性の向上に資する設備の更新等に対し、沿線自治体とともに、支援を図る。【企画】
- 災害など輸送障害発生時の広域的なリダンダンシー確保のため、つくばエクスプレス（TX）の延伸実現に向けて、沿線自治体等を含む関係者との調整を進めていく。【企画】

(空港における給油対策) リスクシナリオ：4-3

- 空路による物資輸送ルートを実際に確保するため、茨城空港における安定的な給油体制の確保等の災害対策を推進する。【営業】

(港湾施設の機能強化・老朽化対策) リスクシナリオ：1-1、1-3、1-4、2-4、2-6、4-1、4-2、4-3、4-5、5-3、5-5

- 港湾においては、施設の老朽化対策はもちろんのこと、津波に対して減災効果のある「粘り強い構造」を取り入れた防波堤整備を推進するとともに、他港の動きや国のガイドライン改訂などを踏まえ、必要に応じて「港湾BCP（港湾の事業継続計画）」の改訂を検討していく。【土木】

(緊急輸送道路等の整備) リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、2-1、2-2、2-4、2-5、2-6、3-2、4-1、4-3、4-5

- 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や、防災拠点としての道の駅の活用を図る。【土木】

(自転車の活用) リスクシナリオ：4-3、5-5

- 交通遮断時の帰宅困難対策手段として、自転車の活用について広く周知を図る。【企画】

⑥ 農林水産

(園芸産地における非常時の対応能力向上) リスクシナリオ：4-5

- 自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けて、複数農業者による共同の事業継続計画(BCP)を策定し、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援する。【農林】

(森林等の整備) リスクシナリオ：4-7

- 山地災害の防止、水源の涵養等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林及び林道の整備を推進する。【農林】

(海岸保全施設、漁港の整備等) リスクシナリオ：1-3、1-4、2-4、3-2、4-1、4-3、4-5、4-7、5-2、5-3、5-4、5-5

- 海岸保全施設、漁港の適切な維持のため、日常点検及び定期点検を実施するとともに、長寿命化計画等に基づき、整備、保全、強化工事等を実施する。【農林】【土木】

(ため池、農業水利施設等の防災対策) リスクシナリオ：1-4、1-5、2-3、2-7、4-5、4-7、5-4

- 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する。【農林】
- 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する。【農林】
- 農業集落排水施設について、機能診断調査に基づく老朽化対策を計画的に推進する。【農林】

(地籍調査の促進) リスクシナリオ：6-4

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、県計画である第7次国土調査事業十箇年計画等に基づき、市町村が行う地籍調査の促進を図る。【農林】

⑦ 国土保全

(山地治山事業の実施) リスクシナリオ：1-5、4-7

- 山地災害の危険性の高い箇所を優先的に着手するとともに、治山施設個別施設計画に基づき、計画的な施設の維持管理をしていく。【農林】

(洪水ハザードマップの作成支援) リスクシナリオ：1-3、1-4、1-5、3-2、4-1、4-3、4-5、5-2、5-3、5-4、5-5

- すべての県管理河川において浸水想定区域図の作成が完了したことから、市町村が行うハザードマップの見直しに対し支援する。【土木】

(流域治水プロジェクト) リスクシナリオ：1-3、1-4、1-5、3-2、4-1、4-3、4-5、5-2、5-3、5-4、5-5

- 河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

進することにより、事前防災対策の加速を図る。【土木】【防災】【農林】

（総合的な土砂災害対策の推進）リスクシナリオ：1-5、3-2

- 土砂災害のソフト対策として、住民が自らの住む土地の危険性を認識し、警戒避難体制を整備することが重要であることから、土砂災害防止法に基づく基礎調査を進め、土砂災害による被害のおそれのある区域を示すための、土砂災害（特別）警戒区域の指定を進めていく。

【土木】

- 土砂災害施設の整備には、多大な費用と時間を要するため、保全対象家屋が5戸以上の箇所や、要配慮者利用施設等がある箇所を要対策箇所と位置付けて、計画的に整備を実施する。【土木】
- 土砂災害防止施設（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）については、供用開始から50年以上経過している施設があるなど老朽化の進行による機能低下によって住民に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、「茨城県土砂災害防止施設長寿命化計画（R1策定）」に基づき、計画的に施設の維持管理を実施していく。【土木】

（海岸保全施設、漁港の整備等）リスクシナリオ：1-3、1-4、2-4、3-2、4-1、4-3、4-5、4-7、5-2、5-3、5-4、5-5、

- 海岸保全施設、漁港の適切な維持のため、日常点検及び定期点検を実施するとともに、長寿命化計画等に基づき、整備、保全、強化工事等を実施する。【土木】【農林】（再掲）

（河川の改修等）リスクシナリオ：1-3、1-4、2-4、2-6、3-2、4-1、4-3、4-5、5-2、5-3、5-4、5-5

- 流下能力が不足している河川において、河川改修を効果的・効率的に進める。【土木】
- 沿川に市街地を抱える河川や、近年浸水実績がある河川など、治水重要河川から優先的に危険度事前調査を実施し、調査により明らかになった危険箇所については、優先順位を踏まえた対策工事を実施していく。【土木】

（河川管理施設等の長寿命化対策等）リスクシナリオ：1-3、1-4、2-6、3-2、4-1、4-5、5-2、5-3、5-4、5-5

- 河川管理施設の長寿命化対策として策定した「茨城県河川管理施設長寿命化計画（H29.3）」に基づき、河川管理施設の整備や更新を図るとともに、維持・修繕や、河道内に堆積した土砂等の撤去について、点検結果を踏まえた適切な維持管理を継続していく。【土木】

（ダム管理施設の長寿命化対策等）リスクシナリオ：1-4、2-4、2-6、3-2、4-1、4-3、4-5、4-6、5-2、5-3、5-4、5-5

- 県管理の7ダムについて、「茨城県ダム長寿命化計画」に基づき、維持・修繕及びダム管理施設の更新を行っていく。【土木】

（自然公園等の保全）リスクシナリオ：6-5

- 台風や豪雨等により、貴重な環境資産である自然公園等の被害が増大しないよう、引き続き自然公園等設の老朽化対策、災害時の影響軽減、生態系の再生にかかる施設整備等に取り組む。【県民】

2 横断的分野の推進方針

① リスクコミュニケーション

(教育・訓練等) リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5

- 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【教育】(再掲)
- 実践的な避難訓練や避難所設営体験等の実施、教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る。【教育】(再掲)

(災害対策本部機能の強化) リスクシナリオ：1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-3、
2-4、3-1、3-2、5-1、5-2

- 県災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。【防災】(再掲)

(避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及)

リスクシナリオ：1-3、1-4、1-5、2-3、2-6、2-7

- 災害発生時に、市町村が速やかに住民へ避難指示が出せるよう、避難指示等の発令基準の整備等を支援する。【防災】(再掲)
- 洪水や津波は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る。【防災】(再掲)

(業務継続体制の整備) リスクシナリオ：2-1、3-2、5-1

- 県は、災害発生時の業務継続に係る勉強会の実施や定期人事異動の際の引継ぎの徹底等により、県業務継続計画（BCP）の実効性を確保するとともに、適宜、計画の見直しを実施するなど、発災時に迅速かつ的確に対応できる業務継続体制の整備を行う。【防災】(再掲)

(防火対策) リスクシナリオ：1-2

- 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る。【防災】(再掲)

② 人材育成

(地域防災力の強化) リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-3、2-6、3-1、
3-2

- 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる。【防災】(再掲)

(DMAT等の機能強化・確保) リスクシナリオ：1-1、1-2、2-1、2-2、3-2

- 被災者の医療救護において重要な役割を果たす「DMAT」等の医療チームについ

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

て、日頃から各種団体と連携し、各チーム数の増加や災害時に速やかに立ち上がる派遣・受入体制の整備を図るとともに、各チームの技能向上を図る。【医療】（再掲）

- 災害時に保健医療行政の指揮調整機能等を担う「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」の隊員養成研修・訓練を推進する。【医療】（再掲）

（DWA Tの確保・育成）リスクシナリオ：2-3

- 災害による二次被害（災害関連死等）を防止するため、避難所等における環境調査・整備や福祉支援対象者のスクリーニングや福祉避難所への誘導、相談支援等を行う災害福祉支援チーム（DWA T）について、チーム員登録研修やスキルアップ研修等によるチーム員の確保や対応力強化を図る。【福祉】（再掲）

（災害ボランティア人材の育成・確保）リスクシナリオ：6-1、6-2

- 被災者支援の災害復旧を下支えする災害ボランティアについては、地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、ボランティア人材の事前登録やボランティアセンターの中核を担う社会福祉協議会の体制強化を図る。【福祉】（再掲）

（関係機関連携等に向けた訓練）リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-3、4-3、5-5

- 大規模災害に備え、公共土木施設等への応急復旧対策や、関係団体との協力体制の強化に繋げるための訓練の計画的な実施を図る。【土木】（再掲）

③ 官民連携

（地域防災力の強化）リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-3、2-6、3-1、3-2

- 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力がなくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる。【防災】（再掲）

（緊急給油対策）リスクシナリオ：2-2、2-4、3-2、5-2、5-3

- 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、県民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める。【防災】（再掲）

（物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備）

リスクシナリオ：2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-7、3-1、3-2、6-3、6-4

- 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、県・市町村により備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する。【防災】（再掲）

（石油コンビナート事業者等の災害対応力の強化）リスクシナリオ：4-2

- 茨城県石油コンビナート等防災計画を事業所や関係機関に周知し、事業所における

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

防災設備の設置、施設の耐震性向上及び浸水防止対策等の災害予防対策の実施を促すほか、コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練や事業所への立入検査を推進する。【防災】（再掲）

（災害拠点病院等の機能強化）リスクシナリオ：1-1、1-2、2-1、2-2

- 指定された災害拠点病院及び災害拠点精神科病院について、計画的に実地調査を実施し、指定要件の維持を確認するとともに、設備等の整備促進を図る。【医療】【福祉】（再掲）

（水道事業における協力体制）リスクシナリオ：1-2、2-2、2-3、2-4、4-6、5-4

- 県企業局が災害時において必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する。【企業】（再掲）

④ 老朽化対策

（公共施設等の長寿命化対策）リスクシナリオ：1-1、3-2

- 公共施設等について、県民に対する安心・安全な行政サービス（施設の利用等）を将来にわたり持続していくために、茨城県公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施する。【総務】（再掲）

（災害時の飲料水の確保等）リスクシナリオ：1-2、2-4、4-6、5-4

- 水道は、災害時でも安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、長期間にわたる供給停止を防ぐために、市町村等水道事業体の水道施設の耐震化及び老朽化対策、水道事業の広域連携に係る取組、県が所有する水道施設の耐震化・浸水対策・停電対策等を着実に促進する。【企画】【企業】（再掲）

（下水道施設の老朽化対策等）リスクシナリオ：1-4、5-4

- 災害時の機能停止を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、下水道施設の総合的・効率的な老朽化対策を実施する。特に埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路の対策を重点的に実施する。【土木】（再掲）

（都市公園の整備等）リスクシナリオ：1-1、1-2、2-5

- 災害時の広域避難地となる県営都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿命化対策等を実施する。【土木】（再掲）

（公営住宅の老朽化対策）リスクシナリオ：1-1

- 公営住宅の老朽化対策として、既存ストックの有効活用を図りながら、計画的に長寿命化工事を実施する。【土木】（再掲）

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

(港湾施設の機能強化・老朽化対策) リスクシナリオ：1-1、1-3、1-4、2-4、2-6、4-1、4-2、4-3、4-5、5-3、5-5

- 港湾においては、施設の老朽化対策はもちろんのこと、津波に対して減災効果のある「粘り強い構造」を取り入れた防波堤整備を推進するとともに、他港の動きや国のガイドライン改訂などを踏まえ、必要に応じて「港湾BCP（港湾の事業継続計画）」の改訂を検討していく。【土木】（再掲）

(総合的な土砂災害対策の推進) リスクシナリオ：1-5、3-2

- 土砂災害防止施設（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）については、供用開始から50年以上経過している施設があるなど老朽化の進行による機能低下によって住民に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、「茨城県土砂災害防止施設長寿命化計画（R1策定）」に基づき、計画的に施設の維持管理を実施していく。【土木】（再掲）

(海岸保全施設、漁港の整備等) リスクシナリオ：1-3、1-4、2-4、3-2、4-1、4-3、4-5、4-7、5-2、5-3、5-4、5-5

- 海岸保全施設、漁港の適切な維持のため、日常点検及び定期点検を実施するとともに、長寿命化計画等に基づき、整備、保全、強化工事等を実施する。【土木】【農林】（再掲）

(河川管理施設等の長寿命化対策等) リスクシナリオ：1-3、1-4、2-6、3-2、4-1、4-5、5-2、5-3、5-4、5-5

- 河川管理施設の長寿命化対策として策定した「茨城県河川管理施設長寿命化計画」（H29.3）に基づき、河川管理施設の整備や更新を図るとともに、維持・修繕や、河道内に堆積した土砂等の撤去について、点検結果を踏まえた適切な維持管理を継続していく。【土木】（再掲）

(ダム管理施設の長寿命化対策等) リスクシナリオ：1-4、2-4、2-6、3-2、4-1、4-3、4-5、4-6、5-2、5-3、5-4、5-5

- 県管理の7ダムについて、「茨城県ダム長寿命化計画」に基づき、維持・修繕及びダム管理施設の更新を行っていく。【土木】（再掲）

(交通事故等の回避対策) リスクシナリオ：3-1、4-3、5-5

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備を図るとともに、優先順位を設定した更新を推進する。【警察】
- 信号機、交通管制システム、道路標識等の交通安全施設の計画的な更新を行い、老朽化による機能喪失を防止するとともに、災害時の機能維持、交通情報収集・提供の確保を図る。【警察】（再掲）

⑤ 研究開発

(研究機関等との連携)

- 国土強靱化を進める上で、県と研究機関や各大学等とは、防災対策に関する調査研究、各種データ・システムの利活用、県民への啓発・広報活動、知的・人的資源の相互活用について連携・協力を行う。【防災】

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

- 国土強靱化に関する研究開発によるイノベーションを促進する体制が不十分であることから、研究開発の体制づくりを進めるとともに、成果の普及を図る。【防災】

⑥ デジタル活用

(電子申請の活用推進等) リスクシナリオ : 4-4

- 県は、災害発生時の交通遮断等に伴う郵便業務の機能停止時においても、県への申請・届出等が円滑に実施できるよう、電子申請をはじめとした県庁業務のデジタル化を進めるとともに、県民に対し活用を推進していく。【総務】(再掲)

(業務継続体制の整備) リスクシナリオ : 3-2

- 庁舎等が被災した際もデータ復旧等を容易に行えるようにするため、クラウドコンピューティング技術の利用を推進する。【企画】(再掲)

(災害情報の収集、伝達体制の確保) リスクシナリオ : 1-3、1-4、1-5、5-1

- 防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させる。【防災】(再掲)

(迅速な住家被害調査の実施等) リスクシナリオ : 6-1、6-2、6-4

- 住家被害認定調査から罹災証明書交付までの膨大な量の業務を迅速かつ円滑に処理するためには、単独市町村での対応は困難であることから、罹災証明書交付業務や被災者台帳に基づく被災者支援業務等に関して、市町村が相互に応援・受援し合えるシステムを整備・運用する。【防災】(再掲)

【茨城県国土強靱化計画に係る数値目標一覧】

	施策分野	所管		指標	現状値		目標値	
1	①行政機能／警察・消防等／防災教育等	防災・危機管理部	防災・危機管理課	防災拠点となる公共施設の耐震化率	R6	97.5%	R11	100%
2	①行政機能／警察・消防等／防災教育等	防災・危機管理部	防災・危機管理課	県内防災士数(累計)	R6	6,500人	R11	7,750人
3	①行政機能／警察・消防等／防災教育等	防災・危機管理部	防災・危機管理課	備蓄に係る目標数量の設定及び公表市町村数	R6	3市町村	R11	44市町村
4	①行政機能／警察・消防等／防災教育等	防災・危機管理部	消防安全課	緊急消防援助隊の登録隊数	R6	191隊	R11	213隊
5	①行政機能／警察・消防等／防災教育等	防災・危機管理部	消防安全課	消防学校で必要な知識と技術を学んだ団員数(累計)	R6	102人	R11	500人
6	①行政機能／警察・消防等／防災教育等	警察本部	交通規制課	主要交差点の信号機電源付加装置の整備数	R6	174箇所	R11	174箇所
7	①行政機能／警察・消防等／防災教育等	警察本部	交通規制課	信号制御機の更新数	R6	326基	R11	332基
8	②住宅・都市・住環境	政策企画部	水政課	水道施設の耐震化率又は耐震適合率	R5	浄水場29.8% 配水池51.1% 基幹管路46.9%	R12	浄水場41% 配水池70% 基幹管路60%
9	②住宅・都市・住環境	土木部	下水道課	大口径下水道管路の要対策箇所における対策完了率	R6	0%	R11	80%
10	②住宅・都市・住環境	土木部	下水道課	下水道管路の耐震化完了率	R6	36.3%	R11	39.8%
11	②住宅・都市・住環境	土木部	建築指導課	大規模盛土造成地第2次スクリーニング完了率	R6	-	R11	65.9%
12	②住宅・都市・住環境	土木部	住宅課	空家等対策計画の作成等に関する、市町村における協議会の設置率	R6	93.2%	R11	100%
13	②住宅・都市・住環境	企業局	施設課	水道施設の管路耐震化率	R6	58.5%	R9	61.6%
14	③保健医療・福祉	保健医療部	保健政策課	県内全病院の耐震化率	R6	84.4%	R11	87.4%
15	③保健医療・福祉	保健医療部	保健政策課	県内保健所職員のDHEAT隊員登録率	R6	45.8%	R11	100%
16	③保健医療・福祉	保健医療部	疾病対策課	予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率(麻しん・風しん 1期, 2期それぞれ)	R6	90.8%	R11	95%
17	③保健医療・福祉	保健医療部	医療政策課	医療施設に対するスプリンクラーの設置率	R6	96.9%	R11	100%
18	③保健医療・福祉	福祉部	福祉政策課	各市町村における個別避難計画の作成率(毎年度)	R6	30%	R11	100%
19	③保健医療・福祉	福祉部	長寿福祉課	高齢者関係施設の耐震化率	R3	98.8%	R11	100%
20	③保健医療・福祉	福祉部	障害福祉課	障害者支援施設の耐震化率	R6	92.5%	R11	95.7%
21	③保健医療・福祉	福祉部	子ども未来課	私立幼稚園施設の耐震化率	R6	92.9%	R11	94%
22	③保健医療・福祉	福祉部	青少年家庭課	児童福祉関係施設の耐震化率	R2	97.4%	R11	100%
23	⑤情報通信・交通・物流	土木部	道路建設課	「茨城県道路整備プログラム」整備目標値	R6	14箇所	R11	80箇所
24	⑥農林水産	農林水産部	林業課	森林整備面積	R6	1,415ha	R11	1,795ha
25	⑥農林水産	農林水産部	林業課	山地災害危険地区における治山事業の完了率	R6	46.3%	R11	47.4%
26	⑦国土保全	農林水産部	農地整備課	地籍調査進捗率	R6	68.3%	R11	69.6%
27	⑦国土保全	土木部	河川課	河川改修率	R6	58.8%	R11	59.7%
28	⑦国土保全	土木部	河川課	土砂災害防止施設の整備率	R6	25.2%	R11	26%

【事前に備えるべき目標、リスクシナリオと個別施策分野の関係表】

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	個別施策分野						
		①行政機能／警察・消防等／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1)大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	○	○	○		○		
	1-2)地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○	○	○	○	○		
	1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○	○	○		○	○	○
	1-4)突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	○	○	○		○	○	○
	1-5)大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生	○	○	○		○	○	○
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○	○	○		○		
	2-2)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○	○	○	○	○		
	2-3)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	○	○	○		○	○	
	2-4)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○	○	○	○	○		○
	2-5)想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	○	○			○		
	2-6)多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	○	○			○		○
	2-7)大規模な自然災害と感染症との同時発生	○	○	○			○	
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	○						
	3-2)県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○	○	○			○	
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1)サプライチェーンの寸断等による県内企業の生産力・経営執行力低下による社会活動の維持への甚大な影響	○	○		○	○		○
	4-2)コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	○		○		○		
	4-3)陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止による物流・人流への甚大な影響	○		○		○		
	4-4)金融サービス・郵便等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響	○			○	○		
	4-5)食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	○	○			○	○	○
	4-6)異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	○	○		○			○
	4-7)農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下						○	○
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1)テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	○	○	○		○		
	5-2)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止	○				○		○
	5-3)都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	○				○		○
	5-4)上下水道施設の長期間にわたる機能停止	○	○		○		○	○
	5-5)鉄道や高速道路等の基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響	○				○	○	○
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1)自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	○	○	○			○	
	6-2)災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態	○	○	○			○	
	6-3)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	○	○					
	6-4)事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	○			○			○
	6-5)貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○						
	6-6)風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響	○			○			

第5章 計画の推進と見直し

1 計画の推進期間及び見直し

計画の推進期間は、当面令和8年度から11年度までとし、以降は、県総合計画との整合性を図り、概ね4年ごとの施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととする。

本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、県が実施し、又は把握している施策等を基に行ったものであり、今後、市町村や民間事業者等が独自に行っている取組等も評価の対象とすることを検討する必要がある。また、災害の個別事象について地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価を検討する必要がある。

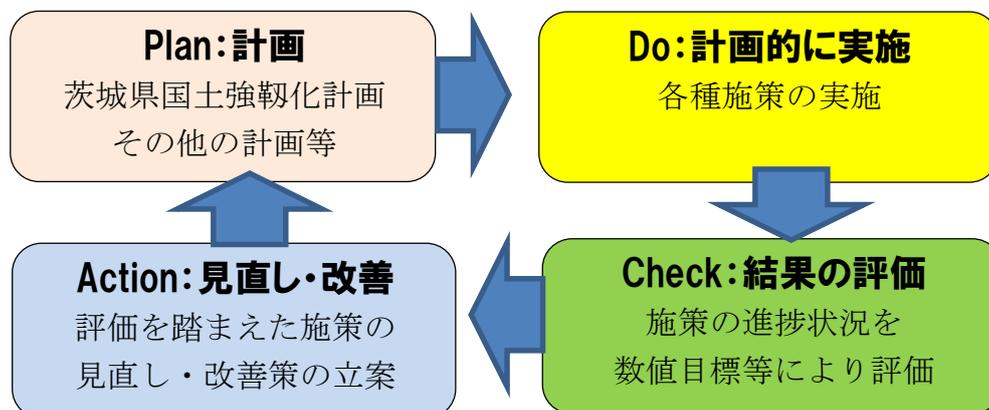
このため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合いに合わせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

2 施策の推進と重点化

(1) 施策の進捗管理とPDCAサイクル

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本県の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行う。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強靱なばらきづくりを進めていく。



(2) 施策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要がある。

本計画においては、国のリスクシナリオを参考に、本県の特色等を勘案し、32のリスクシナリオに整理・統合等を行った上で、脆弱性評価を行い、施策の推進方針を策

第5章 計画の推進と見直し

定している。これら 32 のリスクシナリオに対応する施策群を構成する基本項目を対象に、以下に示す視点を基に、緊急性や優先度を総合的に判断し、12 の重点化すべき施策群（重点プログラム）を設定した。

この重点プログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、更なる重点化を含め、取組の一層の推進に努めるものとする。

重点化の視点	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか
施策の進捗	当該施策に係る指標（現状値又は目標値）等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか
国全体の強靱化への寄与	当該施策が南海トラフ地震など県外における大規模災害のリスク低減にどの程度寄与するものか

<リスクシナリオごとの重点化すべき施策群（重点プログラム）>

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

第5章 計画の推進と見直し

5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-5	鉄道や高速道路等の基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

（3）プログラム推進上の留意点

「プログラム」は、県の部局等横断的な施策群であり、いずれも一つの担当部局の枠の中で実現できるものではない。

このため、関係する部局や市町村等において推進体制を構築して、データや取組内容を共有するなど施策の連携を図るものとする。

また、PDCAサイクルの実践を通じて限られた資源を効率的に・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画の目標の実現に向けてプログラムの実行性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

（4）茨城県国土強靱化計画に基づく個別事業の実施状況

本計画に基づき実施される各部局の個別事業については、別冊として一覧で掲載し、毎年度更新を行う。

3 市町村における施策の推進

本県の国土強靱化を実効あるものとするためには、本県全体による取組に加え、県内の市町村がそれぞれの地域の実情や特性を踏まえた取組を主体的に行うことが求められる。このため、市町村が国土強靱化地域計画に基づく関連施策を推進する際には、各市町村の取組が本県全体の強靱化に結びつくよう、県として必要な支援を行う。